## 諸外国における通信傍受制度

国名	対象犯罪	要件	傍受の期間	傍受実施手続の概要	実施件数又は令状発付件
日本	<ul><li>○薬物犯罪(違法薬物の輸入や譲渡し等)</li><li>○銃器犯罪(拳銃等の輸入や譲渡し等)</li><li>○集団密航(集団密航者の輸送や収受等)</li><li>○組織犯罪処罰法上の組織的な殺人</li></ul>	○ 対象犯罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由等 ○ 犯罪関連通信が行われると疑うに足りる状況 ○ 他の方法によっては、犯人の特定等が著しく困難 ○ 犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りる通信 手段等	長可能(通じて3	<ul><li>○通信事業者の施設において実施(通信事業者の常時立会い)</li><li>○必要最小限の傍受(スポット傍受)</li><li>○原記録を立会人が封印</li></ul>	25件 (傍受令状発付件数・20 11年) 人口:約1億2780万人 (2011年)
米国(連邦)	○各種薬物犯罪 ○出入国関連犯罪 ○謀殺 ○誘拐 ○強盗、恐喝、詐欺、横領 ○贈収賄 ○捜査妨害関連犯罪、マネーロンダリング ○重罪に当たるわいせつに関する犯罪 ○児童の性的搾取、児童ポルノ関連犯罪等 (電子的通信の場合は、連邦の重罪(法定刑として1 年を超える拘禁刑が定められる罪)一般)	○ 当該個人が対象犯罪を行ったか、行いつつあるか、又は行おうとしていると信じるに足りる相当な理由があること ○ 傍受によって、当該犯罪に関する特定の通信が得られると信じるに足りる相当な理由があること ○ 通常の捜査手続が試みられたが失敗に終わり、通常の捜査手続が成功する見込みはないと考えられる合理的な理由があり、又は通常の捜査手続は危険すぎると考えられる合理的な理由があること ○ 傍受の対象となる設備等が、当該犯罪の実行に関連して使用されているなどと信じるに足りる相当な理由があること	30日以内 (30日以内の延 長可能。延長の回 数制限なし。)	○連邦捜査局では、全ての地方事務所に傍受室を設置(通信事業者の立会い不要) ○ ○原則として、あらゆる電話通信事業者等に係る通信の傍受が可能 ○ 傍受は最小化する方法で行う必要 ○ 裁判官の指示により封印	(全米における傍受令状発
英国(注)	〇当該犯罪行為又は複数の犯罪行為の場合にはその一つを行った場合,21歳以上に達し,前科を有しない者に対し,3年以上の拘禁刑が言い渡されることが合理的に予想される場合 又は 〇当該犯罪行為が,暴力の使用を含むものであること,結果として重大な経済的利益をもたらすこと,又は共通する目的の追求のために多数人によって行われたことのいずれかを満たす場合	○重大犯罪の予防又は探知等を理由として傍受を行う必要性があること ○当該傍受行為によって得ようとする情報を他の手段によって得ることが合理的に可能であるか否かも考慮しつつ、当該傍受行為がこれを実行することによって得ようとするものに見合う比例性があると認められること	3か月間 (3か月間の延長 可能。延長の回数 制限なし。)		1682件 (傍受令状発付件数・20 10年) 人口:6180万人(20 10年)
フランス (警察段階)	〇一定の組織犯罪(組織集団による故殺,組織集団による拷問・野蛮行為,麻薬取引,組織集団による略取・監禁,加重的人身取引,加重的売春あっせん,組織集団による強窃盗,加重的強要,通貨偽造等)	捜査の相応の必要性	1か月以内 (1回のみ1か月 以内の延長可 能。)	〇通信会社は、当該期間、当該電話番号に係る通信 の内容を警察に電話回線で直接送信 〇警察は、警察署内の通信傍受用特設電話で傍受し た通信を受信し、受信した通信をレコーダで自動的	約2万6000件
(予審段階)	〇重罪(法定刑が無期又は短期10年以上の有期拘禁刑(長期は15年以上30年以下)に当たる犯罪) 〇法定刑が2年以上の拘禁刑である軽罪(長期10年以下の拘禁刑,罰金刑等に当たる犯罪)	予審手続上必要と認められること	4か月以内 (4か月以内の辺 長可能。延長の回 数制限なし。)	に録音(通信事業者の立会い不要) に録音では、警察官が確認し、真実の解明 にとって必要であると判断した部分について、反訳 して調書に記載 〇録音した内容は、録音媒体にデータを写し、封印	人口:約6503万人(2 011年1月)
ドイツ	<ul><li>○内乱等の国家存立に関する犯罪</li><li>○殺人</li><li>○麻薬や武器の取引</li><li>○強盗、集団窃盗</li><li>○贈収賄、脱税</li><li>○通貨又は有価証券の偽造</li><li>○性的自己決定に関する罪、児童ポルノの頒布等</li></ul>	〇何者かが正犯若しくは共犯として、特定の重大犯罪を犯し、未遂犯が可罰的な場合はその実行に着手し、又は犯罪行為によって実行の準備をしたとの嫌疑が特定の事実によって裏付けられていること 〇その犯罪自体が重大なものと認められること 〇事案の解明又は被疑者の居所の捜査が他の方法では著しく困難であるか見込みがないこと	3か月以内 (3か月を超えな い期間延長可能。 延長の回数制限な し。)	〇通信事業者は、傍受対象となる通信手段に係る全ての通信内容のデータを捜査機関に送信し、サーバに記録(通信事業者の立会い不要) 〇捜査官は、各自の執務用のパソコン等からサーバにアクセス可能 〇リアルタイムに通信内容の確認を行い得る上、記録された通信を後から確認することも可能	1万7351件 (命令発付件数・2010 年) 人口:8175万人(20
イタリア	<ul><li>○無期懲役又は長期5年を超える懲役刑が定められている故意の犯罪</li><li>○長期5年以上の懲役刑が定められている公務に対する犯罪</li><li>○薬物犯罪</li><li>○武器・爆発物に関する犯罪</li><li>○密輸入罪等</li></ul>	罪の重大な兆候が認められ、捜査の続行のために絶対に必要な場合 (組織犯罪の場合、犯罪行為が行われていると認めるに足りる 十分な状況証拠がある場合)	合、40日間) (15日間の延長 (組織犯罪の場合、20日間) 同	○各地方検察庁において実施(実際に傍受を行うのは司法警察員)(通信事業者の立会い不要) ・○傍受の許可を得た通信内容は、地方検察庁に設置された大型コンピュータに全て記録された後、CDに複製	12万4326件 (電話を対象としたものの 実施件数・2008年) 人口:6020万人(20 12年4月)

<sup>(</sup>注)英国においては、通信傍受の結果について、原則として、法的手続における証拠として直接用いることはできないとされている。